

石川県公報

平成 23 年 7 月 29 日

第 1 2 4 1 1 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		公 告	
県統計調査の実施 (男女共同参画課)	1	県道の区域の変更 (同)	3
保安林の指定施業要件の変更予定 (森林管理課)	2	電線共同溝を整備すべき道路の指定 (同)	4
一般国道の区域の変更 (道路整備課)	3	予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課)	4

告 示

石川県告示第311号

石川県統計調査条例 (平成21年石川県条例第15号) 第3条の規定により、県統計調査について次のとおり告示する。
平成23年7月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 県統計調査の名称
企業における男女共同参画に関する取組状況実態調査
- 県統計調査の目的
職場における男女共同参画についての企業の取組状況の実態を把握し、女性が能力を十分に発揮できる環境整備への施策を検討するための基礎資料とすることを目的とする。
- 県統計調査の対象とする範囲
統計法第28条及び附則第3条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件 (平成21年総務省告示第175号) に定める日本標準産業分類に掲げる業種のうち、農業・林業・漁業・鉱業・採石業・砂利採取業及び公務に分類される産業を除く15業種に属し、石川県内において、常用労働者10人以上を雇用する事業所から、産業別、規模別の無作為抽出により選定された事業所
- 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - 報告を求める事項
ア 事業所概要
イ 雇用管理について
ウ 積極的改善措置 (ポジティブ・アクション) の取組について
エ 両立支援 (ワーク・ライフ・バランス) について
オ セクシュアルハラスメント防止対策について
カ 男女共同参画の推進に関する行政への要望
 - 基準となる期日又は期間
平成23年7月31日現在
- 県統計調査の報告を求める者
調査対象として選定された事業所
- 県統計調査の報告を求めるために用いる方法
調査対象として選定された事業所に対して郵送で調査票を配布し、郵送で回収する方法で行う。
- 県統計調査の報告を求める期間
平成23年8月31日 (水) まで

石川県告示第312号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年7月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和53年3月17日石川県告示第140号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

羽咋郡志賀町上野二132の3、上野参19の2、小浦甲イ19、小浦栄の口6の3、大津イ15の2、大津菖蒲池8、13の2、西海千ノ浦式19の2、鹿頭イ48の3、福浦港口156の2、156の3、156の5、184の2、福浦港二15の5、15の8、福浦港ホ1の2、福浦港ヘ87の2、87の4、87の6、福浦港ト2の2、8の2から8の4まで、9の7、9の8、百浦又3の7、3の8、5の3

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

羽咋郡志賀町大島八15の26、15の30、福浦港壱九57の4

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

羽咋郡志賀町大島壱壱1の1、1の36、1の41、1の42、1の57、1の58、1の65、1の66、1の81、1の82、1の87から1の89まで、1の118、1の119、1の133、1の212から1の217まで、1の219、1の220、1の223、大島口68の1、68の4、68の5、69の1、70、71、大島レ1

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

羽咋郡志賀町大島壱 1 の 1、1 の 36、1 の 41、1 の 42、1 の 57、1 の 58、1 の 65、1 の 66、1 の 81、1 の 82、1 の 87 から 1 の 89 まで、1 の 118、1 の 119、1 の 133、1 の 212 から 1 の 217 まで、1 の 219、1 の 220、1 の 223、大島口 68 の 1、68 の 4、68 の 5、69 の 1、70、71、大島レ 1

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び志賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成23年7月29日から同年8月12日まで縦覧に供する。

平成23年7月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
249号	珠洲市上戸町北方式字3番地先から	旧	12.59~29.50	65.4	奥能登土木総合事務所 珠洲土木事務所
	珠洲市上戸町北方壱字2番1地先まで	新	12.59~31.00	65.4	

石川県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成23年7月29日から同年8月12日まで縦覧に供する。

平成23年7月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の 縦覧場所	
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)		延長(m)
金 沢 美 川 小 松 線	金沢市野町二丁目119番地から 金沢市野町二丁目119番地まで	旧	20.00	4.5	県 央 土 木 総 合 事 務 所 維 持 管 理 課
		新	20.00～27.00	4.5	
"	金沢市野町二丁目858番地から 金沢市野町二丁目858番地まで	旧	20.00	4.0	"
		新	20.00～28.00	4.0	

石川県告示第315号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成23年7月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

道路の種類	路線名	区 間	指定年月日
国 道	249 号	珠洲市上戸町北方壱字 2 番 8 地先から 珠洲市飯田町壱六部 5 番 1 地先までの上下線	平成23年7月29日
県 道	飯田港線	珠洲市飯田町壱五部88番 1 地先から 珠洲市上戸町北方壱字 2 番 1 地先までの下り線	"
"	金沢美川 小 松 線	金沢市野町二丁目142番 1 地先から 金沢市野町二丁目851番 1 地先までの上下線	"

公 告

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う一類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成23年7月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を 承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
高 橋 秀 宏 大 筆 光 夫 中 嶋 一 史 飯 島 将 司	県内全域	加賀市山代温泉35の11番地 1 医療法人社団 加賀白山会 板谷医院
丹 保 裕 一 齋 木 優 子 渡 辺 知 志 寺 田 七 朗 和 田 七 健 大 出 吾 堀 澤 創 徹	"	小松市向本折町水60番地 国民健康保険 小松市民病院